

大分県の最低賃金

大分県最低賃金

しんけん
チェック



厚生労働省労働基準局
マスコットキャラクター
「たしかめたん」

令和8年
1月1日から
時間額

1,035円

大分県内で働くすべての労働者に適用されます。ただし、下記の特定(産業別)最低賃金対象業種に該当する場合には、当該最低賃金が適用されます。

特定最低賃金(時間額)

令和7年12月25日から

鉄鋼業



銑鉄鋳物製造業、鋼板の
切断加工、鉄スクラップ
処理業など

1,176円

非鉄金属製造業



銅の製錬、アルミの再生、
電線・ケーブルの
製造業など

1,116円

電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業



家庭用・業務用の
電気機械器具、携帯電話や
ICなどの製造業

1,066円

自動車・同附属品製造業、 船舶製造・修理業、船用機関製造業



造船、船の修理、
自動車・自動車部品の
製造業など

1,055円

自動車(新車)小売業



自動車新車の
販売業

1,061円

各種商品小売業



令和7年度は改正がありませんでした。

令和8年1月1日から
大分県最低賃金

1,035円

が適用
されます。

適用除外

ただし次に掲げる者は、特定(産業別)最低賃金から除外され、大分県最低賃金が適用されます。

- ①18歳未満又は65歳以上の者
- ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者

- ④電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の
I.手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、穴あけ、ねじ切り、
かしめ、洗浄、電線はく離、塗油、取付け、バリ取り、組線、捺印、はんだ付け、ラベルはり、選別又
は検数の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
II.手作業で行う袋詰め、箱詰め又は包装の業務に主として従事する者

まずは相談して
みましょう。

※最低賃金に算入されない賃金…①精皆動手当、通勤手当、家族手当 ②臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
③時間外・休日・深夜労働割増賃金 ④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)



業務改善
助成金
サイト



キャリア
アップ
助成金
サイト



大分労働局
ホーム
ページ

